

障害者差別の解消に向けた取組状況

1 今後の取組の方向性（平成 29 年度第 2 回協議会での了解事項）

障害当事者、事業者、県民へのアンケートや、障害当事者・家族団体との意見交換等を実施した結果、合理的配慮の好事例等があった一方で、障害に対する理解が無いこと等からくる差別も依然として少なくなく、障害者差別の解消に向けた取組が求められているところ。

従って、今後、あらゆる場面で障害者差別の解消につながるよう、県障害者計画に基づき関係課や関係機関、障害者団体とも連携しながら、法及び条例の認知度を高める取組や障害及び障害のある人に対する理解の促進など、障害当事者、事業者、県民に対する普及啓発等を更に進める必要がある。

2 県・団体における取組

団 体 名	取 組 内 容
鹿児島県	ア 平成28年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、毎年度各所属において研修を実施している。 イ 令和2年3月27日に施行された「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、知事記者会見等に手話通訳を導入した。 ウ 令和3年7月からストラップ型ヘルプマークを配布している。 エ 令和6年4月1日に施行された障害者差別解消法の改正内容（事業者による合理的配慮提供の義務化）について、関係団体や事業者の研修会等の場における説明、事業者への個別訪問による普及啓発を行うとともに、リーフレット等の配布や新聞、情報誌、県ホームページ等を活用して、広報啓発を行っている。

団 体 名	取 組 内 容
県身体障害者福祉協会	ア 広報誌，ホームページにより，県内の身体障害者及び一般県民に対し協会の活動状況や障害者福祉に関する各種情報を提供している。 ※ 広報誌：年2回発行，通常版1500部，点字版37部，録音版10部 イ 会議や研修会の場で，障害者施策の説明や障害者の社会参加等に関する情報交換を行っている。 ※ 障害者社会参加推進協議会の開催 令和6年7月25日 ウ 障害者週間の期間中に開催する「あったか交流フェスタ」において，障害者が制作した作品の展示や，障害者スポーツの体験教室等を行い，障害者と県民との交流を図っている。 ※ 令和6年12月1日開催 エ 障害及び障害者に対する理解を深めるため，当協会職員が小中学校等に出向いて，障害者及び障害者スポーツ等に関する講話を行っている。 ※ 令和6年度は，県内学校5回，県内機関3回の計8回。 オ 令和7年10月からは，鹿児島県障害者社会参加推進センターで「障害者への理解を深めるための講師派遣事業」を開始。 この事業は，障害者自身又はその親を講師として派遣し，講話を行うことで，障害及び障害者への理解を深め，障害者の自立と社会参加の促進に資することを目的としている。 現在，鹿児島県障害者社会参加推進協議会の委員団体からの推進により，15名の講師を登録している。 講師の派遣先は，県内の小中学校及び，県内の企業・団体。

かごしま障害フォーラム	ア 当団体の構成団体に、パンフレットなどを配布している。 イ 令和7年度は、「条例施行10年！どう活かされてきた？—変わったこと、変わらないこと」をテーマに、障害種別毎に条例が施行されてからこれまでを俯瞰して発表していただく研修会を11月22日（土）に予定している。
社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会	ア 9月を知的障害福祉月間と定め、地区育成会や団体会員を中心に、鹿児島県内の行政機関や一般県民に向けて、ポスター提示やリーフレット配布、山形屋での作品展示即売会を実施している。 イ 相談事業で、当事者からの相談に応じたり、他機関との連携を図ったりしている。 ウ 教育機関とも密に連携をとり、PTA研修や教職員研修を行うとともに、相談や支援を行っている。 エ スポーツ（障害者スポーツ、レクリエーション交流）を通して、多くのボランティア等を育成し、理解・啓発に努めている。
NPO 法人鹿児島県精神保健福祉会連合会	ア 令和7年度鹿児島県精神障害文化・創作活動振興事業としてハートピアかごしまにおいて「友愛フェスティバル」を令和7年10月1日に開催した。 イ 令和7年度鹿児島県精神障害者スポーツ振興事業として令和7年11月11日に鹿児島県ソフトバレーボール大会兼令和8年度九州大会鹿児島県代表選抜選手大会を鹿児島県体育館で開催する。
鹿児島県自閉症協会	ア 毎年、始良市福祉まつり、霧島市健康福祉まつりにおいて NPO 法人鹿児島県自閉症協会のブースをいただき、発達障害に関する資料・書籍の展示及び個別相談を実施している。
県教育庁特別支援教育課	ア 障害者差別解消法の周知に係る学校訪問の取組の実施（平成29年度から） イ 令和7年度計画 小22校、中5校、高校

	5校, 計 32 校訪問予定 ウ 市町村教育委員会や学校に対して, 障害者差別解消法に示されている障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務の周知 エ 交流及び共同学習の積極的な推進 ・ 学校間交流 ・ 居住地校交流 ・ 地域の方々との交流
鹿児島県弁護士会	ア 会員向けの研修を実施。
公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会	ア 県障害福祉課の委託を受けて障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し, 虐待への対応の研修を通して障がいの特性や対応などを理解してもらえるように取り組んでいる。 イ 権利擁護などをテーマとする各種研修等への講師派遣依頼に対応し, 会員を講師として派遣し, 障がいがあることにより生じる生活上の困難はどのようなことか, 障がいの特性と対応の在り方などについて理解していただけるような活動に取り組んでいる。 ウ 社会福祉士会として成年後見人活動に取り組んでおり, 個々の後見人等が関係者に対して後見等の必要な方の日常生活上の支援などについて, 関わるみなさまの理解を深められるように支援することで差別解消につながるよう取り組んでいる。 エ 会員が各々の職場や地域などで職場や地域の方々が, 障がいのある方の生活や生活上の困りごとなどについて理解を深め, 差別の解消につながるよう取り組んでいる。 オ 障害のある方の電話での相談などに対応している。